

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団（以下、「本財団」という。）の役員利益相反行為を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本財団の役員に適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、利益相反に関する状態及び取引が発生した場合または発生する可能性がある場合には、その内容に関し、事務局長に対して速やかに書面により自己申告を行うものとする。

2 前項の申告以降、申告事項に変更があった場合は、その内容または状態について事務局長に対して速やかに書面により申告するものとする。

3 事務局長が理事である場合は、前二項における申告は理事長に対して行うものとする。

(申告後の対応)

第4条 前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて、速やかに当該申告を行った者に対して、本財団との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、前条第3項の報告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。